

法務省権調第219号

平成19年5月11日

法務局人権擁護部長 殿

地方法務局長 殿

法務省人権擁護局調査救済課長

児童虐待事案等における関係機関との連携強化について（通知）

児童虐待，配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス）及び高齢者虐待の各事案については，それぞれの関係機関が連携協力して対応することが重要であり，この連携協力を図るために，地方公共団体においては，児童福祉法第25条の2第1項の規定に基づく「要保護児童対策地域協議会」をはじめとする協議会又は連絡会等（以下「協議会等」という。）が設置されています。この協議会等に法務省の人権擁護機関が参加することは，人権侵犯事件の調査若しくは処理又は情報の収集に当たって有益であることから，平成17年2月25日付け法務省権調第264号調査救済課長依命通知をはじめ，これまで機会あるごとに積極的な参加を指示してきたところです。

今後，児童虐待，配偶者からの暴力（ドメスティックバイオレンス）及び高齢者虐待に関する各協議会との更なる連携強化を図るため，各管内に設置されている要保護児童対策地域協議会，配偶者暴力防止関係連絡協議会及び高齢者虐待防止ネットワークを正確に把握した上で，下記参加指針に基づき，これらの協議会に積極的に参加するよう願います。

記

1 都道府県が設置した協議会

本局又は支局が必ず参加することとする。

2 本局又は支局所在地の市町村において市町村が設置した協議会

本局又は支局が必ず参加することとする。なお、東京23区においては、各区における児童数等を勘案し、法務局が関係機関として参加することが最も効果的と考えられる協議会に参加することとする。

3 1及び2以外の協議会

本局又は支局が各局の実情に応じて、できる限り参加することとする。

なお、本局又は支局が参加することが困難な場合には、人権擁護委員協議会に参加の働きかけを行い、同協議会の協力を得ながら、法務省の人権擁護機関として人権擁護委員協議会又は人権擁護委員が参加することができるよう努めることとする。